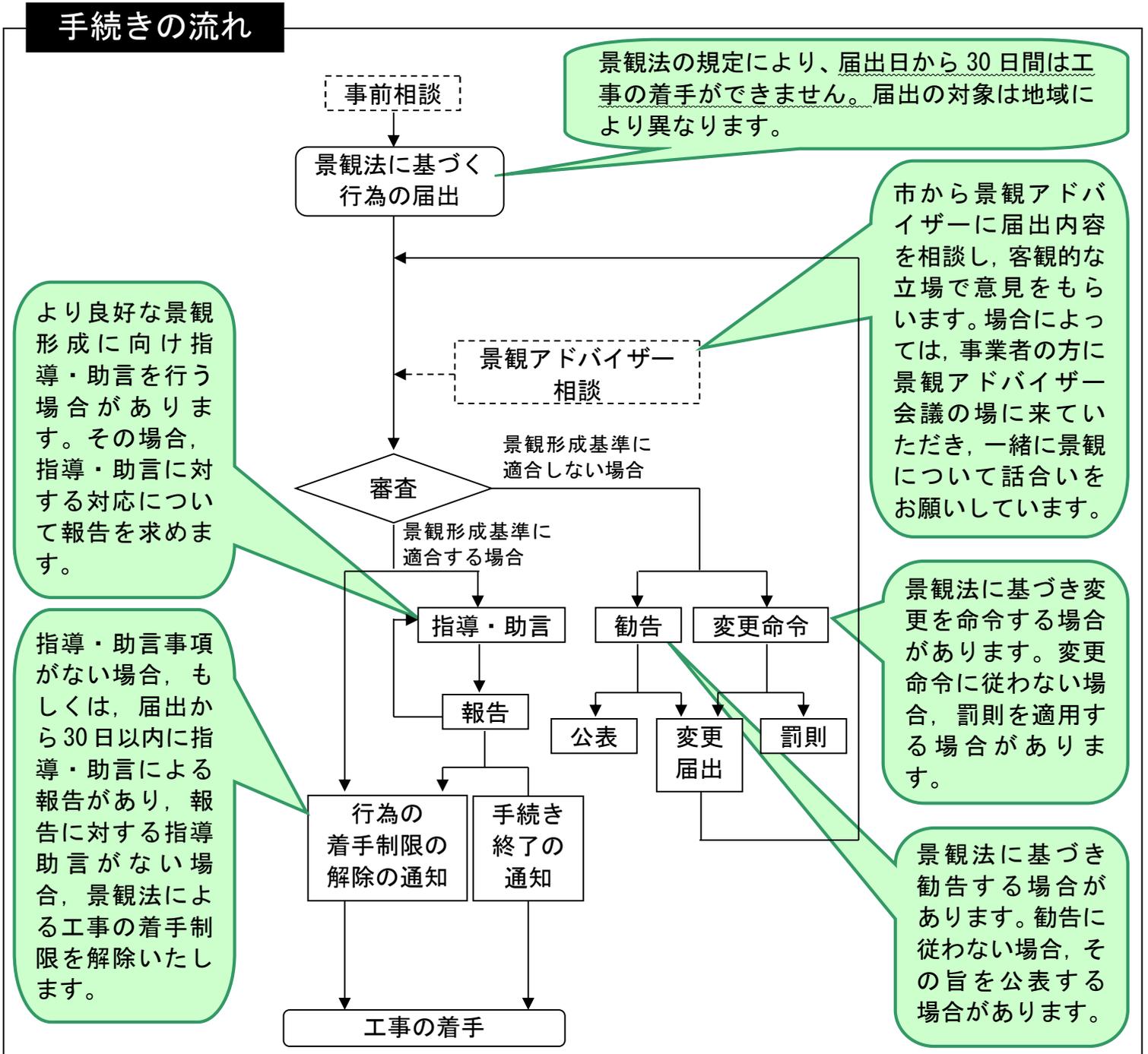


「景観計画区域内における行為の届出」の概要

新潟市では、景観計画区域内における行為の届出制度により、

- ①良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れのある行為（地域により異なります）について、規制を行い、
- ②さらに、助言・指導による良好な景観の形成に向けた誘導と景観に対する啓発を行っています。

手続きの流れ



問い合わせ先

新潟市 都市政策部 都市計画課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ビル5階

Tel 025-226-2825

FAX 025-229-5150